

閲覧用

令和2年度加美町農業委員会
第10回定例総会議事録

令和3年1月25日（月）

加美町役場小野田庁舎2階会議室

加美町農業委員会

令和2年度第10回定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年1月25日(月)午後1時28分～午後2時05分

2 開催場所 加美町役場小野田庁舎 2階会議室

3 出席委員(19名)

会 長	19番	三 浦 泉
会長職務代理者	18番	伊 藤 登 喜 子
委 員	1番	星 榮 喜
〃	2番	澁 谷 幹 男
〃	3番	半 田 守
〃	4番	畠 山 義 信
〃	5番	杉 村 昭 宏
〃	6番	猪 股 弘
〃	7番	三 嶋 秀 二 郎
〃	8番	今 野 修
〃	9番	千 葉 連 悦
〃	10番	板 垣 文 一
〃	11番	小 山 京 子
〃	12番	佐 々 木 照 義
〃	13番	山 本 成
〃	14番	尾 形 徳 夫
〃	15番	中 村 貴 美 子
〃	16番	畠 山 智 史
〃	17番	佐 藤 と も

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第24号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	議案第36号	加美農業振興地域整備計画の変更について
日程第6	議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第39号	農用地利用集積計画の審査について

5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太田浩二
農業委員会事務局農地係長	畠山明大
農業委員会事務局主事	青砥沙織

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第10回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時28分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは定刻前でございますが、只今より令和2年度加美町農業委員会第10回定例総会を開催いたします。

農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしくお願いいたします。

*議長（三浦泉会長） 改めまして今年初めてお会いする方もいますので、新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

それでは令和2年度加美町農業委員会第10回定例総会、ご出席ご苦勞様でございます。

ただいまの出席委員は19名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。慎重なる審議をお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、1番 星榮喜委員、2番 澁谷幹男委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

*事務局（青砥沙織主事） 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和3年1月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は3件でございます。

報告書番号1

貸人 A氏

借人 B氏

所在地 大谷地…番…の田

面積 2,410㎡

基盤強化促進法

報告書番号2

貸人 C氏

借人 D氏

所在地 四日市場字御山浦…番の田

面積 9,991㎡

基盤強化促進法

報告書番号3

貸人 E氏

借人 F氏

所在地 菜切谷字大沢…番…の田 外2筆

面積 合計5,290㎡

基盤強化促進法

[以上3件の賃貸借の合意解約について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、3番 半田委員。

* 3 番（半田守委員） 申請番号 3 番について、貸人である E 氏の行政区が U. S. A とありますが、お住まいは加美町ではないのですか。

* 議長（三浦泉会長） では事務局。

* 事務局（青砥沙織主事） こちらの方は現在アメリカにお住まいですので、表記を U. S. A といたしました。

* 議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第 2 4 号を終了いたします。

日程第 5 議案第 3 6 号 加美農業振興地域整備計画の変更について

* 議長（三浦泉会長） 議事に入ります前に、説明者として加美町農林課 後藤副参事兼農業振興係長に出席いただいておりますので、入室を許可いたします。

[農林課職員入室 午後 1 時 3 3 分]

* 議長（三浦泉会長） 日程第 5、議案第 3 6 号 加美農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明をさせます。

* 事務局（畠山明大係長） 議案第 3 6 号 加美農業振興地域整備計画の変更について。このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 3 条の規定により意見を求められたので審議されたい。

令和 3 年 1 月 2 5 日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

* 議長（三浦泉会長） 変更内容につきましては、加美町農林課 後藤副参事兼農業振興係長から詳細説明をしていただきます。

* 農林課（後藤勉副参事） 農林課農業振興係の後藤と申します。宜しくお願いたします。先程ご説明があったとおり農業振興地域整備計画の変更がございまして、G 社さんより、所有する農地 1, 3 2 8 m² に作業場を建設したいという内容でございませぬ。詳細につきましては、経営規模を拡大するための作業場と今後事務所等を整備していきたいという計画がございまして、今回農振農用地区域から除外することについて意見を求めた次第でございませぬ。ご審議 宜しくお願いたします。

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。採決前に、後藤副参事には退席いただきます。

[農林課職員退室 午後1時38分]

*議長（三浦泉会長） これより議案第36号 加美農業振興地域整備計画の変更についての採決を行います。
お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号 加美農業振興地域整備計画の変更については、原案に異議のない旨を加美町長へ回答することに決定いたしました。

日程第6 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第6、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（青砥沙織主事） 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和3年1月25日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。
今月の農地法第3条の許可申請は5件でございます。

申請番号1

渡人 H氏

受人 I氏

申請地 小泉字中大道の田

面積 290㎡

耕作農業者へ贈与するもの

申請番号 2

渡人 H氏
受人 J氏
申請地 小泉字中大道の田
面積 1 4 2 m²
耕作農業者へ売買するもの

申請番号 3

渡人 K氏
受人 L氏
申請地 月崎字地蔵の田 6筆
面積 合計 5, 2 1 4 m²
近隣農業者へ売買するもの

申請番号 4

渡人 K氏
受人 M氏
申請地 月崎字旭の田
面積 1, 0 8 8 m²
近隣農業者へ売買するもの

申請番号 5

渡人 K氏
受人 N氏
申請地 月崎字旭の田 5筆
面積 合計 4, 1 9 1 m²
近隣農業者へ売買するもの

[以上 5 件の許可申請について説明]

- * 議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号 1 番について、1 0 番 板垣文一委員お願いします。
- * 1 0 番（板垣文一委員） 1 月 1 7 日に譲渡人の H 氏には電話にて、譲受人の I 氏には直接お会いして聴取り調査を実施いたしました。現地は積雪の為、現場まで行くことができませんでしたが図面にて面積を確認しました。今回の申請は、現在耕作している本家の I 氏へ、贈与による所有権移転の許可申請でございます。調査の結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。
- * 議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。次に申請番号 2 番については私が報告いたします。

* 19番（三浦泉会長） 1月17日に申請者に聴取り調査の結果、地域調和要件に支障がないものと判断いたしました。尚、申請地は私が耕作している田の上と下であり、以前から十分に確認しております。以上でございます。

* 議長（三浦泉会長） 次に申請番号3番から5番について、12番 佐々木照義委員
お願いします。

* 12番（佐々木照義委員） 申請番号3番につきまして、譲受人は中核的な農家でありまして、1月17日に聴取り調査を行いました。現地は雪の為確認できませんでしたので図面を基に確認し、聴取りの結果、地域調和要件に支障がないものと判断いたしました。

続きまして申請番号4番につきましては、申請地が譲受人宅のちょうど入り口に
ございます。こちらも同日聴取り調査の結果、地域調和要件に支障がないものと判
断いたしました。

続いて申請番号5番につきまして、申請地は譲受人が数年前より耕作しており、
ご本人に聴取り調査の結果、地域調和要件に支障がないものと判断いたしました。
以上でございます。

* 議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。審議に入る前に議案第37号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。

参加できない委員は、申請番号1番について19番 私、三浦です。申請番号1番の事案については、議長を18番 伊藤登喜子会長職務代理者に代わっていただきます。よろしく願いいたします。

[委員退室 午後1時44分]

* 議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 申請番号1番の事案について議長を務めさせていただきます。

これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

* 議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第37号、申請番号1番についての採決を行います。

お諮りします。本件は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

* 議長（伊藤登喜子会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号、申請番号1番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

それでは19番 三浦泉委員の入室を許可します。ここで議長を交代します。

[委員入室 午後1時45分]

*議長（三浦泉会長） 次に、申請番号2番から5番について審議を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第37号 申請番号2番から5番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第7 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和3年1月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。

申請番号1

渡人 O氏 字漆沢宿…番地

受人 P氏 同上

申請地 字下原…番… 外5筆

面積 合計629.12㎡

事業資金 自己資金 …円 / 借入金 …万円

事業計画 令和3年2月着工予定 / 令和3年10月30日完成予定

申請事由 使用貸借による住宅建設

申請地は、加美町役場小野田支所の東約700mに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の公共施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

申請番号2

渡人 Q氏 字五百刈…番地
受人 R社 大阪市中央区道修町一丁目…番…号
申請地 字下原…番…
面積 942㎡
事業資金 自己資金 …万円
事業計画 令和3年4月1日着工予定 / 令和3年7月31日完成予定
申請事由 売買による太陽光発電設備の設置

申請地は、加美町役場小野田支所の東約900mに位置し、下原地区集落内に介在する農地で、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人が申請地を買い取り、太陽光発電施設を設置するもので、幹線道路に近く設置工事や売電に係る管理が容易なこと、日当たりの良さや必要面積等を考慮し、申請地が最適と判断し選定しました。申請地周辺においても譲渡人の第3種農地はなく、他に申請者が当該目的に使用することが可能な土地も見当たらなかったとのことです。

土盛りもなく、ほぼ現況のまま使用するため、隣接する農地への影響もないと見込まれることから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号3

渡人 S氏 羽場字山鳥川原九番…番地
受人 T社 字北町三番…番地…
申請地 字大門…番… 外2筆
面積 合計2,570㎡
事業資金 借入金 …万円
事業計画 令和3年3月1日着工予定 / 令和6年4月30日完成予定
申請事由 売買による特定建築条件付売買予定地の造成

申請地は、加美町役場の北西約650mに位置し、中新田市街に連続する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」区域にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

申請番号4

渡人 U氏 字雁原…番地…
受人 V社 仙台市青葉区中江一丁目…番…号
申請地 字雁原…番…
面積 981㎡
事業資金 自己資金 …万円
事業計画 令和3年3月1日着工予定 / 令和4年2月28日完成予定
申請事由 売買による特定建築条件付売買予定地の造成

今回の案件で譲渡人の違反転用が判明いたしました。譲渡人は設備工事業を営んでおり、平成元年頃に農地法の許可を受けぬまま設備工事の残土で土盛りし、積雪の処理場所等に利用していたとのことです。37ページのとおり、譲渡人から始末書の提出がございました。

申請地は、加美町役場の東約1.3 kmに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500 m以内に複数の公共施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

[以上4件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、16番 畠山智史委員お願いします。

*16番（畠山智史委員） 1月15日に澁谷幹男委員・中村貴美子委員・太田局長・畠山係長・私の5名で、現地調査を行って参りました。

申請番号1番につきまして現地を確認したところ、土盛はせず雨水等は既設水路へ放流し、生活排水は公共下水道へ接続するため支障はなく、調査の結果、許可相当と判断いたしました。

続きまして申請番号2番について、現地を確認しましたが土盛もなく現況のまま使用する為支障はなく、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ただこちらの土地は非常に複雑な形状をしており、境界類は設置してあるとのことですが当日は積雪の為、境界の杭までは確認することができませんでした。

続きまして申請番号3番につきましては現地を確認したところ、盛土を行い土留めの擁壁を設置する為、土砂の流出はございません。今回土留めの擁壁というのが、コンクリートブロックの成型板を用いるということでございます。用排水施設はございませんが雨水は道路用側溝へ排水、汚水は公共下水道に接続する為支障はなく、調査の結果許可相当と判断いたしました。

最後に申請番号4番についてですが、所有者の違反転用により設備業残土で既に土盛りがされております。汚水及び生活雑排水は公共下水道により処理するものとし、雨水は既設側溝へ排水する為支障はなく、調査の結果 許可相当と判断いたしました。以上でございます。

*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） 申請番号4番についてですが、約1反歩で…万円と農地としては高額ですよ。申請番号3番は約2,500㎡で…万円とあり、1反歩あたり…万円程ですから、比較するとあまりにも高額のような気がするのですが何か理由があるのですか。

*議長（三浦泉会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 申請番号4番についてですが、前述のとおり違反転用でして、現地は完全に土盛りがされている状態でございます。W社さんで、主に下水の浄化槽を施工する際に出る残土を使用し、しっかり砂利で造成されている為、上下水道管を埋設する程度の造成で済むということから今回の金額となっております。

*7番（三嶋秀二郎委員） わかりました。それから現在、土地の取得税は何%くらいになっていますか。

*事務局（太田浩二事務局長） ご質問のありました不動産取得税は固定資産税の評価額に4%の税率をかけたものとなりますが、特例で3%に軽減される場合もあります。また、農地取得において利用集積計画により取得する場合、農振地域農用地の時は2/3をかけたものとなります。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第39号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（三浦泉会長） 日程第8、議案第39号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（青砥沙織主事） 議案第39号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和3年1月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用集積の審議は、売買6件・賃貸借4件でございます。

申請番号 1

渡人 X氏
受人 Y氏
申請地 下多田川字鹿野原の田 外 6 筆
面積 合計 4, 0 5 5 m²
権利移動の種別 賃貸借
借賃 全体で…円

申請番号 2

渡人 Z氏
受人 a 社 代表取締役 b 氏
申請地 字原台崎西中の田 外 4 筆
面積 合計 8, 8 2 5 m²
権利移動の種別 賃貸借
借賃 一反歩あたり…円

申請番号 3

渡人 C氏
受人 d 社 代表取締役 e 氏
申請地 四日市場字御山浦の田
面積 9, 9 9 1 m²
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号 4 番から 1 0 番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。

以上 1 0 案件で、田 5 4 筆 面積 8 0, 6 8 3 m²。

これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上 1 0 件の集積計画について説明]

* 議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第 3 9 号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第 3 1 条第 1 項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は申請番号 1 番について、9 番 千葉連悦委員、申請番号 2 番について、1 4 番 尾形徳夫委員です。9 番 千葉連悦委員は申請番号 1 番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後 2 時 0 2 分]

*議長（三浦泉会長） これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第39号 申請番号1番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第39号 申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは9番 千葉連悦委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時03分]

*議長（三浦泉会長） 続いて申請番号2番について審議を行います。14番 尾形徳夫委員は申請番号2番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時03分]

*議長（三浦泉会長） これより申請番号2番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第39号 申請番号2番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第39号 申請番号2番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは14番 尾形徳夫委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時04分]

*議長（三浦泉会長） 続いて申請番号3番から10番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第39号 申請番号3番から10番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和2年度第10回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後2時05分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和3年1月25日

議 長 三 浦 泉

署名委員 星 榮 喜

署名委員 澁 谷 幹 男